

広報

まつぶし

10月18日(日) 町民まつり開催

松伏町 PRキャラクター **マップー**









今月の納期限

11月2日(月)

納期限内に納付しましょう!

町県民税3期·国民健康保険税4期· 介護保険料4期·後期高齢者医療保険料4期· 保育料10月分

町税の休日・ 夜間納税相談窓口

役場 本庁舎 1 階 税務課

休日 10月25日(日) 午前9時~午後4時まで

| 夜間 | 10月 | 8日(木) | 午後8時まで

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税が 納付できます